

令和6年度

政策提言等に関する報告

令和 7 年 3 月 6 日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

## はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置されており、当委員会の政策提言案や政策条例の検討に基づき、令和6年度までに、知事等へ31件の政策提言が行われ、7件の政策条例が議員提案により制定されたところである。

令和6年度は、関係団体等との意見交換や先進地調査などにより、現状や課題等の把握を行い、対応策や提言内容等について委員間で協議を重ねるとともに、県議会全体での情報共有等を図りながら、政策提言案等の検討に取り組んだ。

本報告書は、今年度行った議長への報告「文化・芸術等について」及び「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」に関して、4月以来、8回にわたり開催した委員会をはじめとする当委員会の活動の経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

委員長	藤崎	剛
副委員長	柳	誠子
委員	内田	一樹
委員	寿	はじめ
委員	郷原	拓男
委員	伊藤	浩樹
委員	大久保	博文
委員	小園	しげよし
委員	日高	滋
委員	湯浅	慎太郎
委員	森	昭男
委員	たいら	行雄
委員	橋口	住真

## 目 次

1 委員会の活動経過	1
(1) 委員会の行う検討・調査事項	1
(2) 議員への意向調査の実施	1
(3) 検討項目の決定	1
(4) 検討の進め方	1
(5) 検討結果の概要	1
(6) 令和6年度政策立案推進検討委員会の検討経過一覧表	2
2 議長への報告内容	5
(1) 「文化・芸術等の振興について」（政策提言）	7
(2) 「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる 条例の制定について」（政策条例）	21



## 1 委員会の活動経過

### (1) 委員会の行う検討・調査事項

- ① 議会が知事等に対して行う政策提言案
- ② 議員による政策条例の対象とすべき事項

### (2) 議員への意向調査の実施

令和6年2月、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる15件の提案がなされた。

- 提案項目件数・・・・・・・・・・ 9件
- ・ 政策提言・・・・・・・・・・ 6件
  - ・ 政策条例・・・・・・・・・・ 15件

### (3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- ・ 文化・芸術等の振興について
- ・ 少子化対策に関する条例について

### (4) 検討の進め方

検討項目ごとにワーキングチームをつくり、関係団体との意見交換、県内外の視察調査等を実施する中で課題等を確認し、委員会においては、オブザーバーとして関係常任委員会委員長も参加の下、ワーキングチームの経過報告や検討内容について議論を行うとともに、協議の進捗段階に応じた全議員へのアイデア募集や意見照会も踏まえながら、政策提言案等の作成を進めた。

### (5) 検討結果の概要

「文化・芸術等の振興について」は、知事に提言すべきとし、「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例」については、議員提案による条例制定に取り組むべきとした。

(6) 令和6年度政策立案推進検討委員会の検討経過一覧表

【委員会】 政策立案推進検討委員会  
 【文化振興WT】 文化・芸術等の振興ワーキングチーム  
 【少子化対策条例WT】 少子化対策に関する条例ワーキングチーム

月 日	会議等	協議内容等
R 6. 2.20	意向調査	・ 検討項目の意向調査（全議員を対象）
R 6. 4.15	第1回委員会	・ 正副委員長の選出 ・ 検討項目 等
R 6. 4.16	第2回委員会	・ 検討項目（決定） ・ 検討項目ごとのワーキングチーム編成等
R 6. 4.18	アイデア募集	・ 検討項目に係る政策等アイデアの募集（全議員を対象）
R 6. 5.27	第3回委員会 執行部からの現状等の聴取	【関係部局】 男女共同参画局，総合政策部，観光・文化スポーツ部，子ども政策局，商工労働水産部，教育庁
	【各WT】 第1回会議	・ 検討の進め方 等
R 6. 6. 4	【各WT】 第2回会議	・ 検討の進め方 等
R 6. 7.22	【文化振興WT】 関係団体との意見交換	【関係団体】 ・ 鹿児島県文化協会 ・ 鹿児島県マーチングバンド連盟協会
	第3回会議	・ 意見交換を踏まえた委員間協議 等
R 6. 7.30 ～7.31	【少子化対策条例WT】 県外現地調査	【視察調査先】 ・ 山梨県庁 ・ 山梨中央銀行

月 日	会議等	協議内容等
R 6. 8. 6	【少子化対策条例WT】 第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン調査（NPO法人親子ネットワークがじゅまるの家）</li> <li>・視察等を踏まえた委員間協議 等</li> </ul>
R 6. 8. 16	【文化振興WT】 執行部との意見 交換	<b>【関係部局】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・文化スポーツ部</li> <li>・教育庁</li> </ul>
	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言骨子案たたきについて 等</li> </ul>
R 6. 9. 10	【少子化対策条例WT】 現地調査	<b>【視察調査先】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心悦愛子ども園</li> <li>・末重建設株式会社</li> <li>・株式会社南九州ファミリーマート</li> </ul>
	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察を踏まえた委員間協議</li> </ul>
R 6. 10. 4	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームからの経過報告及び提言骨子案等について 等</li> </ul>
R 6. 10. 10	【文化振興WT】 現地調査	<b>【視察調査先】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・美術センター黎明館</li> <li>・鹿児島城跡地一帯（歴史・文化ゾーン）</li> <li>・ザビエル公園</li> </ul>
R 6. 10. 29	【文化振興WT】 第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案について 等</li> </ul>

月 日	会議等	協議内容等
R 6.11.14	【少子化対策条例WT】 現地調査	【視察調査先】 ・ 濱田酒造株式会社 ・ 医療法人クオラ
	第5回会議	・ 提言骨子案たたきについて 等
R 6.11.28	第5回委員会	・ 提言文案「文化・芸術等の振興について」
	全議員への情報提供・意見照会	・ 提言文案「文化・芸術等の振興について」
	【少子化対策条例WT】 第6回会議	・ 提言骨子案たたきについて 等
R 6.12.13	第6回委員会	・ 提言文案「文化・芸術等の振興について」
R 6.12.17	議長への報告	・ 「文化・芸術等の振興について」
	【少子化対策条例WT】 第7回会議	・ 提言骨子案について 等
R 6.12.19	知事への提言	・ 「文化・芸術等の振興について」
R 7. 1.22	【少子化対策条例WT】 執行部からの 現状等の聴取	【関係部局】 ・ 子ども政策局 ・ 商工労働水産部
	第8回会議	・ 提言文案について 等
R 7. 2.10	第7回委員会	・ 提言文案「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」
	全議員への情報提供・意見照会	・ 提言文案「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」

月 日	会議等	協議内容等
R 7. 3. 4	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言文案「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」</li> <li>・令和6年度政策提言等に関する報告</li> </ul>
R 7. 3. 6	議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」</li> <li>・令和6年度政策提言等に関する報告</li> </ul>

## 2 議長への報告内容

(1) 「文化・芸術等の振興について」(政策提言) 別紙1

※ 令和6年12月17日に議長へ報告

(2) 「少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について」(政策条例) 別紙2

※ 令和7年3月6日に議長へ報告

<参考>

令和6年度政策立案推進検討委員会 委員名簿

議 員 名	ワーキングチーム		備 考
	文化芸術振興 WT	少子化対策 条例WT	
藤 崎 剛			委員長
柳 誠 子		○	副委員長 WTリーダー
内 田 一 樹	○		
寿 は じ め		○	
郷 原 拓 男		○	
伊 藤 浩 樹		○	
大 久 保 博 文	○		WTリーダー
小 園 し げ よ し	○		
日 高 滋	○		
湯 浅 慎 太 郎	○		
森 昭 男		○	
た い ら 行 雄		○	
橋 口 住 眞	○		

## 文化・芸術等の振興について

### 1 提言の背景

#### (1) 文化・芸術等を取り巻く諸情勢

文化・芸術等は豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。

新型コロナの甚大な影響とともに、我が国社会を取り巻く環境も大きく変化しており、文化芸術政策の推進に当たっては、こうした変化を着実に捉えることが求められている。

特に、デジタル化の急速な進歩に伴うDX（※1）の進展やAI（※2）・ビッグデータ（※3）・IoT（※4）・ロボティクス（※5）等の技術革新が、産業界だけでなく社会の隅々まで広がる中、人々の働き方や生活様式等とともに、我が国の文化芸術の活動形態やニーズにも様々な影響を与えている。

一方、深刻な少子高齢化の進行による人口減少等により、特に、地方部での文化芸術の担い手が著しく減少するとともに、地域における個性豊かな伝統文化を後世に伝えていく役割を担う子供たちが減少しており、全国各地に存在した豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっている。人口減少は、文化芸術の担い手のみならず、公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者等の減少にもつながり、需要の減少・市場の縮小が見込まれる。文化活動は、衰退が叫ばれて久しい地域コミュニティの再興にも寄与することから、今後は各地域の実情に配慮した文化芸術振興方策を進めるとともに、需要・市場を意識した活動を推進することがますます重要となっている。

令和5年に、日本は、イブソス国家ブランド指数（※6）で、第1位となった。日本への信頼とユニークさを背景に日本のソフトパワーが、海外から評価を受けたものといえる。また、経済産業省の委託調査「Japan Brand Image Research 海外都市から見た日本のブランドイメージ調査」（※7）によれば、日本人の精神性、生活スタイルを背景にした多様な文化コンテンツを基盤に、「バラエティ豊かな遊び心のある体験」、「心が落ち着く体験」、「健康な暮らし」、「丁寧な暮らし」の日本ブランドの4つの提供価値が示され、日本ブランドの価値創造に日本文化が大きな役割を果たしているとしている。

一方で、我が国の文化芸術コンテンツやアーティスト等に対する世界的な関心は、強みを有する分野ではあるものの、必ずしも増大している状況にあるとは言えない。国内における急激な少子高齢化の進行とそれに伴い予測される人口減を前提とすれば、国内の文化芸術関連市場だけに着目しては不十分である。我が国としては今後、世界の目線や潮流を踏まえ、国際的に訴求するコンテンツを創造し、グローバルかつ戦略的に展開していくとともに、海外に開かれた国際的な文化芸術拠点となるための環境づくりが必要である。

なお、美術、芸術などの創作活動に資金がかかるものであり、ルネサンスにおいても、ミケランジェロ、レオナルド・ダヴィンチなどの巨匠と呼ばれる芸術家は、パトロン（支援者）が存在していた。現在の資金の確保のあり方について、国は「文化芸術を一層振興するためには、国・地方の財政が厳しい中、公的財政支援のみではなく、企業や個人からの寄附など、多様な財源を確保することを目指す」との方針を示している。

国においては、以上のような我が国の文化芸術を取り巻く様々な状況を踏まえつつ、文化審議会に対し、「ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策」、「文化と経済の好循環を創造するための方策」、「文化芸術行政の効果的な推進の在り方」の3つの観点から諮問を行い、その答申に基づき、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までを対象期間とする文化芸術推進基本計画（第2期）の閣議決定を行った。

本県においては、令和2年3月に、鹿児島県文化芸術の振興に関する条例を改正し、文化芸術の振興に当たって、観光、まちづくりその他の関連分野における施策との有機的な連携に配慮することや、文化芸術振興指針に代え、文化芸術推進基本計画を策定することを定め、現在、この条例に基づき策定した計画に沿って、文化芸術振興施策を推進しているところである。

## （2） 本県における文化・芸術等の現状・課題

- ① 本県においては、県民の創造的な文化活動を支援するとともに、各市町村文化協会及び各種団体の連携交流を図ることを目的に、昭和44年に鹿児島県文化協会が設立されているが、会員の高齢化・減少及び資金難により、現在は常勤のスタッフが配置されていない状況であり、組織的に文化・芸術等の振興を図る態勢づくりが必要である。

なお、同協会では現在、県民文化フェスタの開催及び機関誌の発行を行っている。

- ② 伝統芸能は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、守り伝えられてきた。県内では、各地域に特色ある伝統芸能が伝承されており、市町村によっては意見交換会の実施や映像での記録・保存などに取り組んでいるが、近年の少子・高齢化、過疎化等に伴う担い手不足により、その保存・継承が困難になってきている。

なお、鹿児島県文化協会の「鹿児島未来創造プロジェクト」伝統文化の継承・発展分野のメンバーである池水聖子氏が令和2年に実施した大隅地域の伝統芸能を対象とした調査によると、平成2年以降の推移として、活動を継続しているものが約半分になっているとの報告がなされている。

- ③ 開館・開園から20年を過ぎた県有の文化施設は、老朽化が見受けられる。

これらの施設については、適切な維持補修を行いながら、利用の実態や外部の意見等も踏まえ、観光資源としてさらなる活用を図っていく必要がある。

- ④ 鹿児島城（通称：鶴丸城）跡一帯の歴史・文化ゾーンには、県有施設である県民交流センター、県立博物館、黎明館、旧興業館、県立図書館、県文化センター、鹿児島市有である市立美術館、かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、中央公民館、探勝園、照國公園といった施設が林立しており、県民及び観光客が集まる場所として可能性を秘めている。このゾーンを有効に活用するためには、県、市及びゾーン近隣の民間業者が連携して、郷土史と国内外の歴史との関わりを理解することが必要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

## 2 提言

### (1) 文化・芸術活動に対する支援体制の充実

地域の伝統芸能を保存する活動に取り組む団体など、文化・芸術等の関係団体に対する相談対応・サポートが必要であることから、鹿児島県文化協会や鹿児島県文化振興財団、各市町村の教育委員会、文化協会など文化関係で活動する団体との連携を促進することにより、文化・芸術活動に対する支援体制の充実を図ること。

とりわけ、地域の文化芸術活動等と関係性が高い鹿児島県文化協会については、同協会を取り巻く環境や関係者の意向等を踏まえ、今後の在り方について検討が進むよう支援を行うこと。

### (2) 学校及び地域活動等への支援

学校の文化系クラブの活動支援、伝統芸能を継承する町内会・子ども会等の活動支援、地域コミュニティの枠組みの中での支援について取り組むこと。

また、伝統文化の継承や記録・保存、文化財の保存・活用のための支援については、その効果も確認しながら、必要に応じて見直しを行うとともに、新たな分野の文化・芸術等に対する支援も積極的に取り組むこと。

また、学校や地域において取り組まれている伝統芸能の継承活動の広報誌やデジタルツールを活用した周知、地域企業とも連携した伝統芸能のイベントの開催や調査研究等への支援について、県・市町村で連携して取り組むこと。

### (3) 学校における文化・芸術等の鑑賞・体験への支援

学校への文化芸術団体の派遣をさらに充実させるとともに、学校や各種団体等に対して、文化・芸術等の鑑賞・体験する機会を積極的に提案するなどの取組を行うこと。

### (4) 県有文化施設及び歴史・文化ゾーン等の観光資源としての活用

県有施設については、誰もが快適に利用できるよう、適切な維持補修を行うとともに国内外から多くの観光客を呼び込めるよう魅力的な文化事業の実施や効果的な情報発信に努めること。

また、鹿児島城跡地の歴史・文化ゾーンやザビエル公園の周辺にある県有及び鹿児島市有等の歴史文化施設の回遊性を向上するため、県・市及びゾーン近隣の民間事業者が連携して、課題の掘り起こしをするとともに、イベント等の開催にあたっては、観光振興の視点も盛り込み、魅力を十分にPRするために工夫すること。

## (5) 県文化芸術推進基本計画の改定及び諸施策の推進

文化芸術については、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りながらその振興を図る必要があることから、令和8年度からの県文化芸術推進基本計画を策定するにあたっては、関係団体等と十分に連携をとり、できる限り具体的な施策を盛り込むこと。

また、施策を推進するにあたっては、部局を横断した全庁的な連携を図ること。

---

### (※1) DX (デジタルトランスフォーメーション)

企業がデジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本から革新する取り組み。

### (※2) AI

「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。AIは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術を指す。

### (※3) ビッグデータ (Big Data)

人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。明確な定義は存在しないが、一般的には Volume (量)、Variety (多様性)、Velocity (速度あるいは頻度) の「3つのV」を高いレベルで備えていることが特徴とされている。また近年では、これに Veracity (正確性) と Value (価値) を加えた「5つのV」をビッグデータの特徴とするとも言われている。

### (※4) IoT (Internet of Things)

「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、さまざまな「モノ」をインターネットと繋ぐ技術。

### (※5) ロボティクス (Robotics)

ロボットのフレームや機構を設計する機械工学、ロボットに組み込んだモーターを動かす電気回路を制作する電気・電子工学、ロボットを制御するプログラムをつくる情報工学に関する研究を総合的に行うロボット工学のこと。

ロボティクスが広く普及することによって、労働力不足の解消、業務の効率化、生活の品質向上など、さまざまな領域の問題を解決できると考えられている。

(※6) イブソス国家ブランド指数

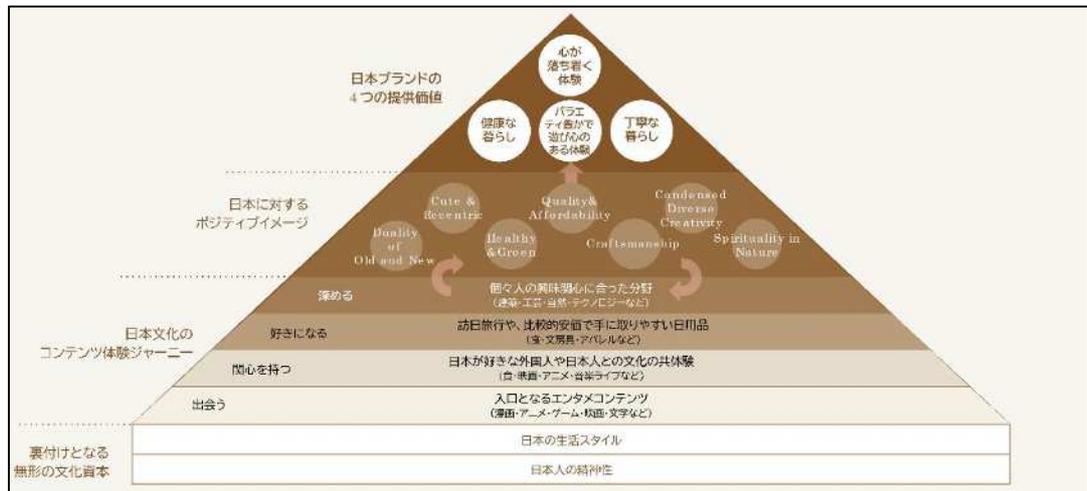
「アンホルト-イブソス 国家ブランド指数(NBI)」は、2008年から毎年イブソスと国家イメージ分野における世界的権威サイモン・アンホルト氏が共同で実施している、国家ブランド力を評価するグローバル調査。60カ国を対象に「輸出」、「ガバナンス」、「文化」、「人材」、「観光」、「移住と投資」という6つのカテゴリに関する認識を調査することで国家のブランド力を測定している。

日本は2019年に5位、2020年に4位、2021年に3位、2022年に2位着実に順位を上げ、2023年ついに過去最高の6年連続で首位をキープしていたドイツを抜き、1位となった。過去ドイツ、米国以外で首位に立った国は日本が初であり、アジア太平洋地域の国がトップに選ばれたのも調査開始以来初めてのことである。

(※7) Japan Brand Image Research 海外都市から見た日本のブランドイメージ調査

経済産業省が日本ブランドが海外からどのように見られているかについて、株式会社BIGLOBEに調査委託したもの。

国内外エキスパート12名へのインタビュー、日本ブランド国外発信拠点17件の実地調査、海外ユーザー（日本ブランドの顧客）22名へのインタビュー、ソーシャルメディア調査を実施。



# 1 文化芸術推進基本計画（国計画・第2期（令和5～9年度））

## 計画における施策群

文化芸術基本法に基づく第2期計画の効果的かつ着実な推進を図るため、計画期間において推進すべき文化芸術施策を、関連項目ごとに施策群としてまとめ、それぞれに目指すべき姿を示す。

### 【施策群】

（重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 関係）

- ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自立的運営による文化芸術の持続可能な発展

（重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進 関係）

- ③ 「文化財の匠たくみプロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
- ⑤ 国土強靱化じんに資する文化財の防火・防災対策の推進

（重点取組3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 関係）

- ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保

（重点取組4 多様性を尊重した文化芸術の振興 関係）

- ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
- ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進

（重点取組5 文化芸術のグローバル展開の加速 関係）

- ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
- ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出

（重点取組6 文化芸術を通じた地方創生の推進 関係）

- ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
- ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興

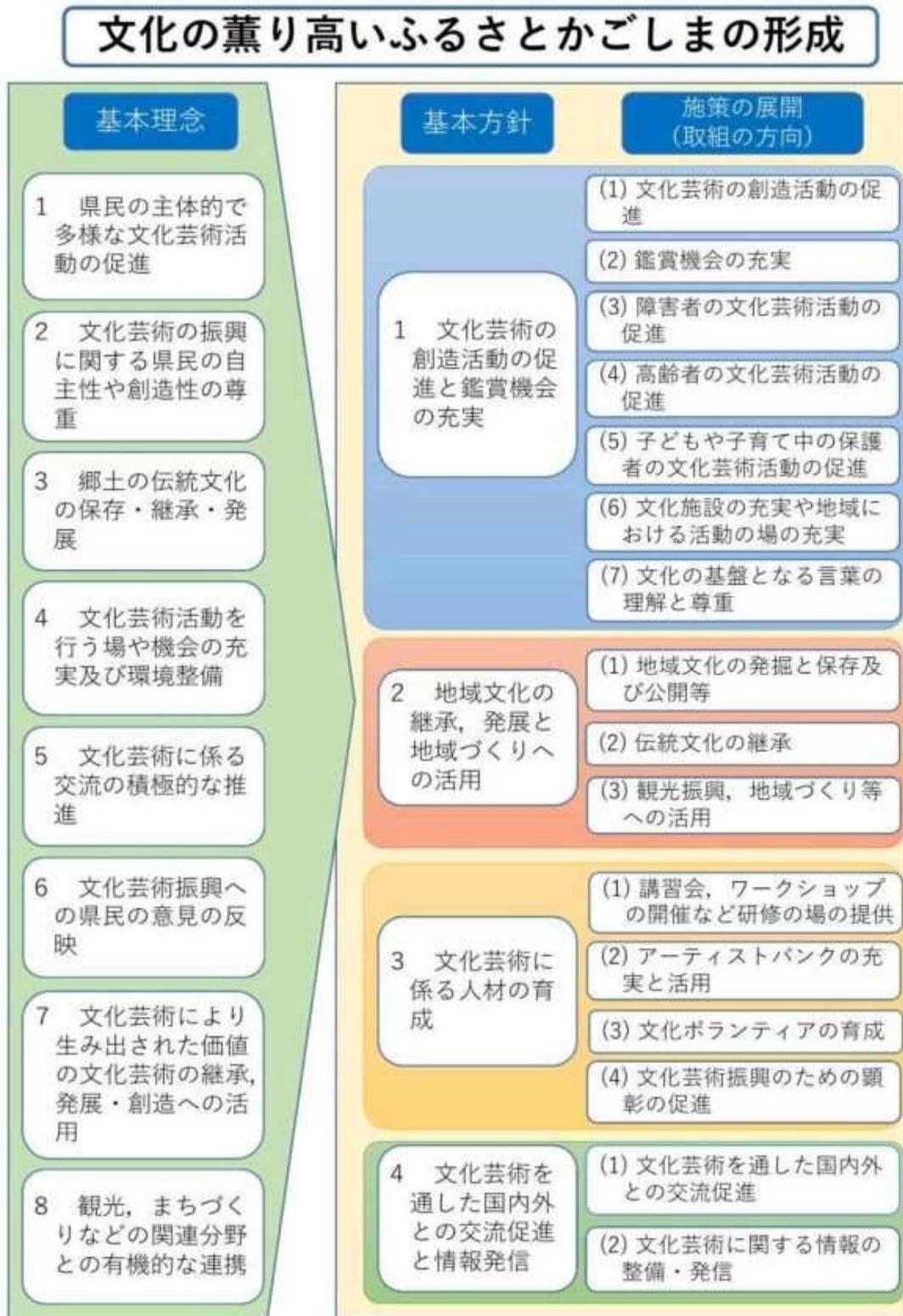
（重点取組7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 関係）

- ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- ⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築

## 2 鹿児島県文化芸術推進基本計画（令和3～7年度）

### 施策体系

基本理念に則り、次の図のとおり文化芸術施策の方針を定め、これに基づいて、各施策を展開します。



### 3 本県における文化芸術振興のための取組事例

支援の目的	取組事例	関係事業, 関係団体
学校文化活動支援	○ 県下の小・中学校や特別支援学校等に県内の文化芸術団体を派遣し, 音楽や舞踊の舞台芸術鑑賞の機会を提供 ・毎年度9公演(離島公演を含む)	青少年のための芸術鑑賞事業(県)
	○ 文化庁が全国の小・中学校に, 文化芸術団体を派遣し, 舞台芸術の公演やワークショップ等を実施 ・令和5年度実績 87公演(40市町村)	文化庁, 市町村
	○ (公社)日本児童青少年演劇及び(公財)日本青少年文化センター青少年劇場が演劇団体等を全国の小・中学校等に派遣し, 演劇公演等を実施。 ・令和5年度実績 26公演(13市町)	青少年文化センター, 市町村, 県
	○ 遠足, 修学旅行等の入館料免除及び学校主催行事等の使用料の減免(黎明館, 宝山ホール, みやまコンセール, 霧島アートの森)	黎明館, 県文化振興財団
	○ 宝山ホールにおける県レベルの学校音楽・演劇関係団体が実施するコンクール等の使用料の免除(宝山ホール)	県文化振興財団
	○ 学校, 市町村等への研修会講師等(随時)(みやまコンセール, 霧島アートの森)	県文化振興財団
	○ 本県高校生の文化・芸術活動の発展・向上に資するため県高等学校文化連盟への醸成を実施	学力水準向上費(教育研究団体)(県)
	○ 文化庁の「文化芸術による子供育成推進事業」を活用した文化芸医術の鑑賞・体験等の実施 ・令和5年度実績 88校(小学校65校, 中学校22校, 義務教育学校1校)	文化庁
	○ 離島から文化系活動に係る県の指定する大会に参加する生徒に航路運賃の4割相当額を助成	離島生徒指定大会遠征費助成事業(県)
地域の文化活動支援	○ 本県の多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため, 県内の文化芸術団体の活動を支援	文化の薫り高いかごしま形成事業(県)
	○ 県内の芸術文化団体が行う公演, 展覧会等の芸術文化活動を支援	芸術文化活動支援助成金(県文化振興財団)
	○ 郷土芸能や伝統行事など伝統文化の担い手の育成・支援に取り組む活動に対し, 助成を実施	伝統文化の保存・継承に係る助成事業(県文化振興財団)
	○ 地域振興推進事業を活用した支援 [主な令和6年度事業] ・「俊寛歌舞伎硫黄島公演」舞台基礎整備事業 ・大隅総文祭 リナシティリニューアル記念 ・西洋文化を広めたシドッティの功績等普及・啓発事業	地域振興推進事業(県)

支援の目的	取組事例	関係事業, 関係団体
地域の文化活動支援	○ 半島特定地域「元気おこし」事業を活用した支援 [主な令和6年度事業] ・ 錦江町PRイベント情報発信事業 (やまんなか音楽会, 大根やぐらライトアップイベントの開催)	半島特定地域「元気おこし」事業(県)
	○ 特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した支援 [主な令和6年度事業] ・ 恐竜化石展示施設「甌ミュージアム」整備 ・ ジャンベの島づくり推進事業 ・ 三島村歌舞伎「俊寛」事業	特定離島ふるさとおこし推進事業(県)
地域おこし活動との連携	○ 文化芸術団体や観光団体等が協力して開催するイベントなど, 文化芸術と観光・まちづくり等の連携した取組を支援 ・ 補助率1/2, 上限50万円	文化の薫り高いかごしま形成事業(県)
	○ 県内で独自に実施されている取組(例) ・ 地域おこし協力隊員による芸術家の拠点づくり ・ 地域おこし協力隊員による伝統芸能継承活動への参加, 屋外オブジェ制作 ・ 元地域おこし協力隊員による本県を舞台にした映画制作 ・ 地域おこしイベントにおける地元の演奏家等の出演・伝統芸能披露, アートイベントやフェスの開催	—
伝統文化を調査研究する機能	○ 黎明館に郷土芸能を含む民俗分野について学芸員を配置し, 資料収集や調査研究等を実施。 また, 民俗学会, 民具学会と連携を図り, 定期的に黎明館で研究会を開催。	黎明館
	○ 奄美群島成長戦略推進交付金による支援 [令和6年度事業] ・ 歴史的文化遺産等に関するデータのデジタル化や方言(シマグチ)の映像記録による保存継承などの取組	奄美群島成長戦略推進交付金(県)
	○ 県内の民俗芸能を伝承する保存会の活動状況を確認するための調査を実施。	文化財保護団体等活動状況調査(県)

#### 4 鹿児島城跡一帯の文化・芸術関連施設



①	黎明館
②	県立図書館
③	かごしま近代文学館 かごしまメルヘン館
④	鹿児島市立美術館
⑤	県立博物館
⑥	照國公園
⑦	旧興業館

⑧	照國神社
⑨	探勝園
⑩	ザビエル公園
⑪	示現流兵法所資料館
⑫	県文化センター
⑬	中央公民館
⑭	陽山美術館
⑮	県民交流センター

5 開設・開園から20年を過ぎた県有施設

施設名	開設・開園 又は移転年	利用者数（人）				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
県歴史・美術センター黎明館	S58	45,568	24,978	30,943	39,459	51,042
宝山ホール	S41	327,240	112,800	174,545	248,780	312,185
みやまコンセール	H6	46,489	23,001	25,336	35,125	33,430
霧島アートの森	H12	86,143	44,137	55,350	83,506	69,842
県立図書館	S55	470,996	328,535	321,546	329,250	323,436
上野原縄文の森	H14	119,669	66,363	93,777	128,967	107,903
県立博物館	S56	136,549	67,445	65,776	113,910	122,699
県立埋蔵文化財センター	H14	3,870	2,656	2,011	2,179	2,558

6 鹿児島県文化協会及び公益財団法人鹿児島県文化振興財団の概要

	鹿児島県文化協会	鹿児島県文化振興財団
1 目的	<p>県民の創造的な文化活動を支援するとともに、各市町村文化協会及び各種団体相互の連携交流を図り、広域的文化事業の実施をはじめとし、県民文化の振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>県民の多様な文化活動を促進・支援するため、各種の文化振興事業を展開することにより、鹿児島県の文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の薫り高い地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p>
2 実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作品展示会の開催</li> <li>② 舞台芸能、演劇等の開催</li> <li>③ 機関誌「文化かごしま」の発行</li> <li>④ その他目的達成に必要な事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化芸術の振興に関する事業</li> <li>② 文化芸術活動への支援・助成・育成事業</li> <li>③ 鹿児島県から受託する施設の管理運営に関する事業</li> <li>④ 利用者サービス事業</li> <li>⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
3 事務局体制	<p>【宝山ホール内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局長（非常勤・副会長兼務）</li> <li>・ 事務補助員（非常勤）</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 2 名</p>	<p>【宝山ホール内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専務理事</li> <li>・ 事務局長</li> <li>・ 総務課長</li> <li>・ 企画事業課長等 計 5 名</li> </ul> <p>※指定管理施設分を除く</p>
4 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 6 年度予算額 約6,500千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 6 年度予算額 23,572千円</li> </ul> <p>※指定管理者分を除く</p>
5 加盟団体数	<p>90団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36文化団体</li> <li>・ 54市町村・地域文化協会</li> </ul> <p style="text-align: center;">（令和 6 年10月時点）</p>	<p>【参考】</p> <p>アーティストバンク登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 121者（個人117人，グループ4組）</li> </ul> <p>※ピアノ，声楽，バレエなど</p>



# 少子化対策のために子どもを産み育てやすい 社会をつくる条例の制定について

## 1 条例制定の背景

### (1) 少子化の現状

#### ① 全国の状況

2023年の出生数は72万7,288人で、前年より4万3,471人減少し、統計を開始した1899年以来、最少の数字となった。第1次ベビーブーム期(1947～1949年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)には約210万人であったが、第2次ベビーブーム世代が20代、30代であった1990年代～2000年代に社会全体の雇用環境が悪化し、第3次ベビーブームは起きず、その後減少を続け、子どもの数はピーク時の3分の1以下にまで減少した。

合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、戦後の日本は経済成長による所得水準の向上、国民皆保険・皆年金など社会保障の充実、医療技術の向上等により豊かな生活環境が整ってきており、1960年頃からはそれまでの多産少死から少産少死への人口転換が進み、1971～74年の第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下し、それ以降、第一次オイルショックによる経済的な混乱や、人口増加傾向を受けて静止人口を目指す考え方が普及したこと等により、生まれる子どもの数が減少し続けるようになり、1975年に合計特殊出生率は2.0を割り込む1.91にまで低下した。低下し続ける合計特殊出生率は1980年代初めにやや回復したものの、80年代半ばから再び低下し続け、人口置換水準からのかい離も大きくなっていった。2005年には1.26まで落ち込み、その後、2015年には1.45まで回復したものの、2023年には1.20と過去最低となった。

#### ② 本県の状況

2023年の出生数は1万人を割り9,868人で、前年と比較して672人の減と、減少傾向が続いている。

「子どもは宝」という意識が地域で共有されている徳之島では、住民みんなで子育てを支え合うことにより、子どもを育てやすいという環境にあるといわれており、2018年から2022年の合計特殊出生率は徳之島町が全国1位(2.25)、天城町が2位(2.24)を占めている。このほか、全国20位までに、長島町(2.11)、南種子町(1.99)、中種子町(1.99)、伊仙町(1.98)が入っている。

このような地域の特性もあり、県全体の2023年の合計特殊出生率は1.48と全国平均1.2を上回り、全国4位であるが、前年比0.06の減となっており、このまま少子化が進むと2050年には本県の人口が約117万人に減少する見込みである。

## (2) 少子化の要因・背景

### ① 非婚化・晩婚化・晩産化

少子化に影響を与える要因として、非婚化・晩婚化及び結婚している女性の出生率低下などが考えられる。1970年代後半からは20歳代女性の未婚率が急激に上昇したほか、結婚年齢が上がるなど晩婚化も始まり、1980年代に入ってから、30歳代以上の女性の未婚率も上昇しており、晩婚と合わせて未婚化も進むこととなった。

年齢別出生率を見ると、1950～70年は20代半ばでピークを迎えていたが、次第にそのピークが推移していき、出産年齢が上昇するとともに、出生率の高さを示す山が低くなっていくなど、出生率の低下と晩産化が同時に進行している。また、1980年代以降は、晩婚化・晩産化により、20代の出生率が大幅に下がり、30代の出生率が上昇するという動きがみられるようになった。

さらに、デフレが慢性化する中で、収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高いほか、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高いなど、経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性が結婚に影響し、未婚化を加速した可能性がある。

### ② 女性の雇用機会の増大・価値観の多様化

1985年に男女雇用機会均等法が成立し、女性の雇用機会が増大する一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に難しさがあるほか、子育て等により仕事を離れる際に所得を失うことやキャリア中断なども、子どもを産むという選択に影響している可能性がある。

また、多様な楽しみや単身生活の便利さが増大するほか、結婚や家族に対する価値観が変化していることなども、未婚化・晩婚化につながっていると考えられる。

## 2 条例の必要性

我が国の少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、「労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下」など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすとされており、国においても次元の異なる少子化対策に取り組むとしている。

日本社会が戦後復興を成し遂げるため、国・地方公共団体・民間事業者・個人それぞれが経済的な豊かさの追求を重視してきた。そして、先進国としての経済の発展は遂げられたわけであるが、持続可能な社会を次世代に引き継いでいくには、行政だけに対策を求めるのではなく、あらゆる立場から少子化の進行に歯止めをかけ、社会への悪影響を防ぐ努力が必要である。

また、社会構造の変化により、人間関係の希薄化、経済格差の拡大などが深刻化する中、いじめや虐待、貧困の問題など、子どもを取り巻く環境は厳しくなってお

り、問題を抱えていても我慢している子ども、誰にも相談できない子どもに加え、ヤングケアラーなどの問題も生じている。少子化に歯止めをかけるためにも、社会の発展のためにも、将来を担う子どもの健全な成長が不可欠であり、すなわち、子どもの権利を守る視点も必要である。

このため、本県における少子化の現状を踏まえ、県、県民及び民間事業者等の役割や取組の方向性を明確に示す条例を制定すべきである。

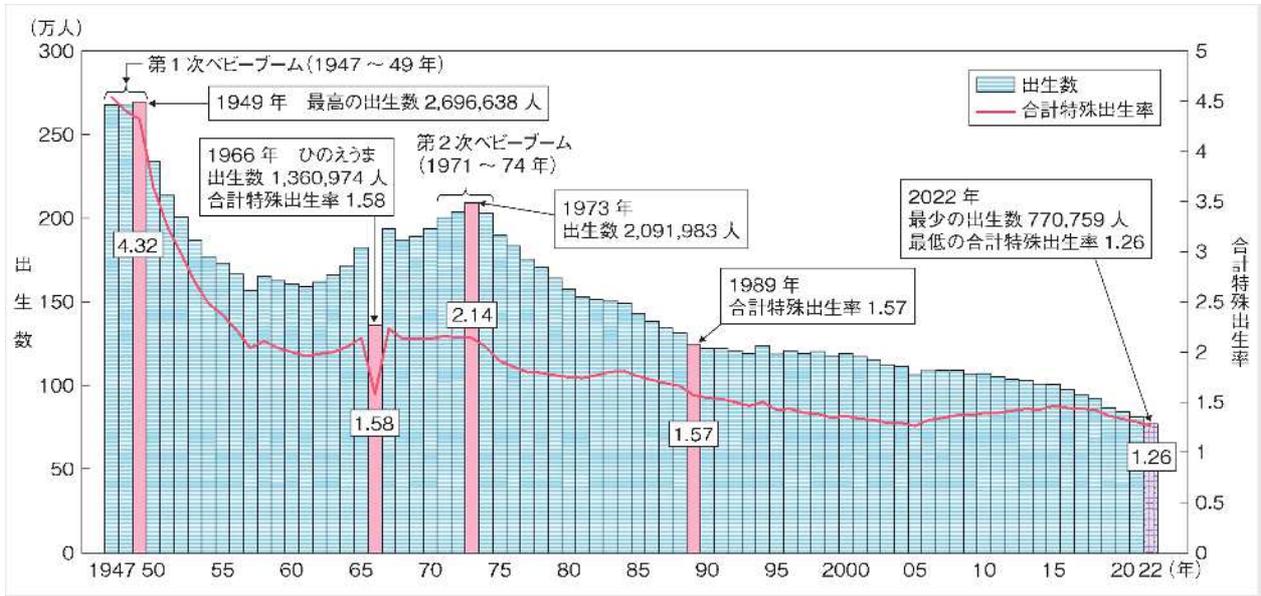
### 3 条例に規定すべき事項

- (1) 県民が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、少子化対策を計画的に推進すること。
- (2) 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が、それぞれに尊重されるよう配慮すること。
- (3) 家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等が相互に連携し、社会全体により少子化対策が推進されるよう配慮すること。
- (4) 結婚、出産、育児における様々な支援（ひとり親家庭等への支援を含む）が受けられるよう必要な施策の充実に配慮すること。
- (5) 若者が安心して結婚や子育てができる安定した働く場の確保等に配慮すること。
- (6) 子どもを育てる者が、性別に関わらずその能力を十分に発揮して仕事に従事しつつ豊かな家庭生活を営めるよう配慮すること。
- (7) 職場における慣行や職場の雰囲気等により、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう配慮すること。
- (8) 次代の社会を担う子どもの権利及び利益が尊重されるよう配慮すること。
- (9) 子どもが将来において結婚や子育てに希望を持てるような意識啓発等に努めること。
- (10) 少子化対策等を推進するための必要な財政措置に努めること。

### 4 条例の構成（案）

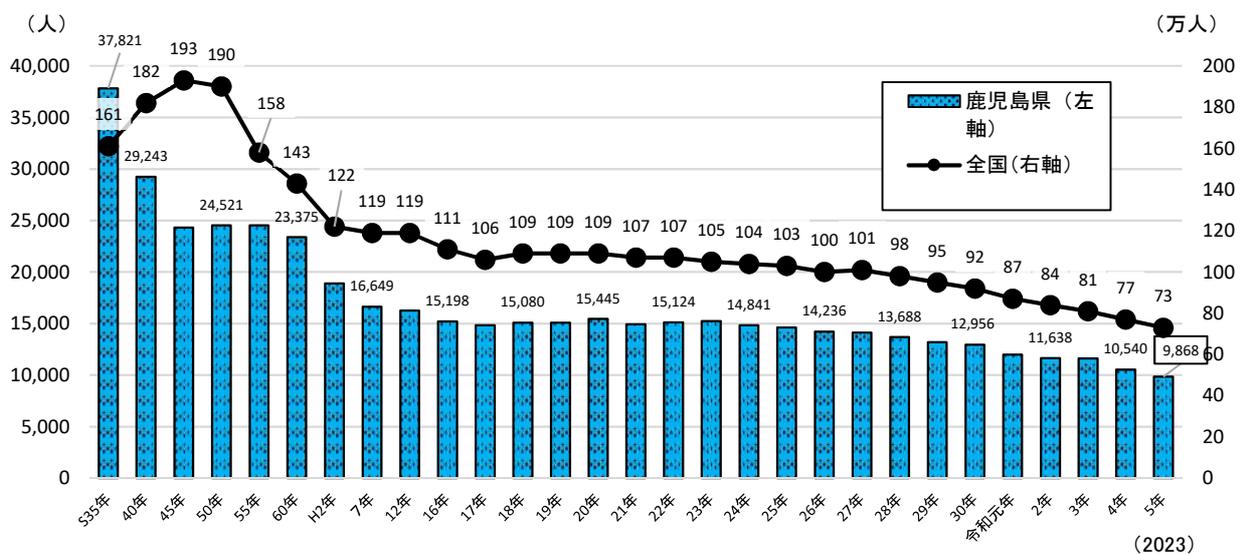
- (1) 目的、基本理念
- (2) 県、県民、事業者等の責務・役割及び市町村との連携
- (3) 計画の策定及び推進
- (4) 社会全体による少子化対策推進
- (5) 結婚の支援
- (6) 妊娠、出産及び子育ての支援
- (7) 就業の支援
- (8) 職場環境の整備の支援等
- (9) 子どもの権利の尊重
- (10) ライフデザインに関する意識啓発等
- (11) 生活環境の整備促進
- (12) 財政上の措置 等

## 1 出生数・合計特殊出生率の推移(全国)



資料：子ども白書2024（厚生労働省「人口動態推計」（推定値））

## 2 出生数の推移（全国，鹿児島県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 都道府県別合計特殊出生率

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率
1	沖縄	1.83	沖縄	1.80	沖縄	1.70	沖縄	1.60
2	宮崎	1.65	<b>鹿児島</b>	<b>1.65</b>	宮崎	1.63	宮崎	1.49
3	長崎	1.61	宮崎	1.64	鳥取	1.60	長崎	1.49
4	<b>鹿児島</b>	<b>1.61</b>	鳥取	1.62	鳥取	1.57	<b>鹿児島</b>	<b>1.48</b>
5	熊本	1.60	長崎	1.60	長崎	1.57	熊本	1.47
6	鳥取	1.60	熊本	1.59	<b>鹿児島</b>	<b>1.54</b>	佐賀	1.46
全国平均		1.33		1.30		1.26		1.20

資料：厚生労働省「人口動態統計」

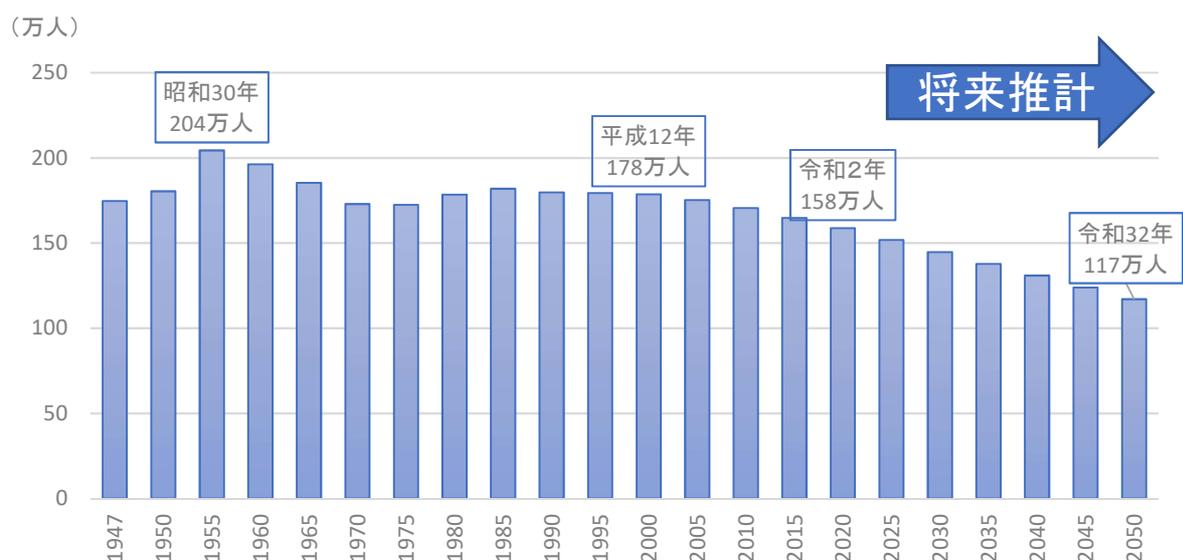
### 4 市町村別特殊出生率

順位	市町村名	合計特殊出生率	全国順位
1	徳之島町	2.25	1
2	大城町	2.24	2
3	長山町	2.11	4
4	南種子町	1.99	12
5	小種子町	1.99	15
6	伊仙町	1.98	16
7	湧水町	1.91	27
8	喜界町	1.89	30

(2018年～2022年)

資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」市町村別合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

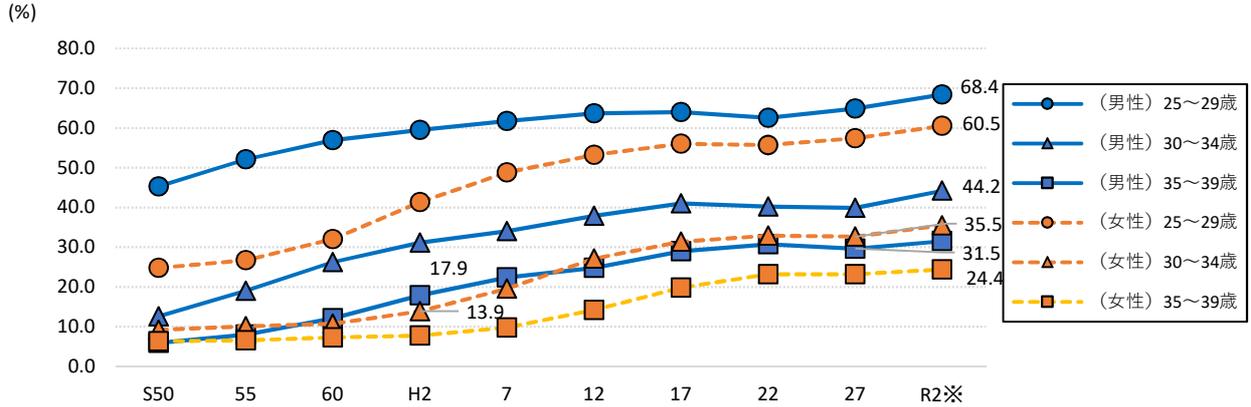
### 5 人口の推移・将来推計（鹿児島県）



資料：総務省（国政調査）

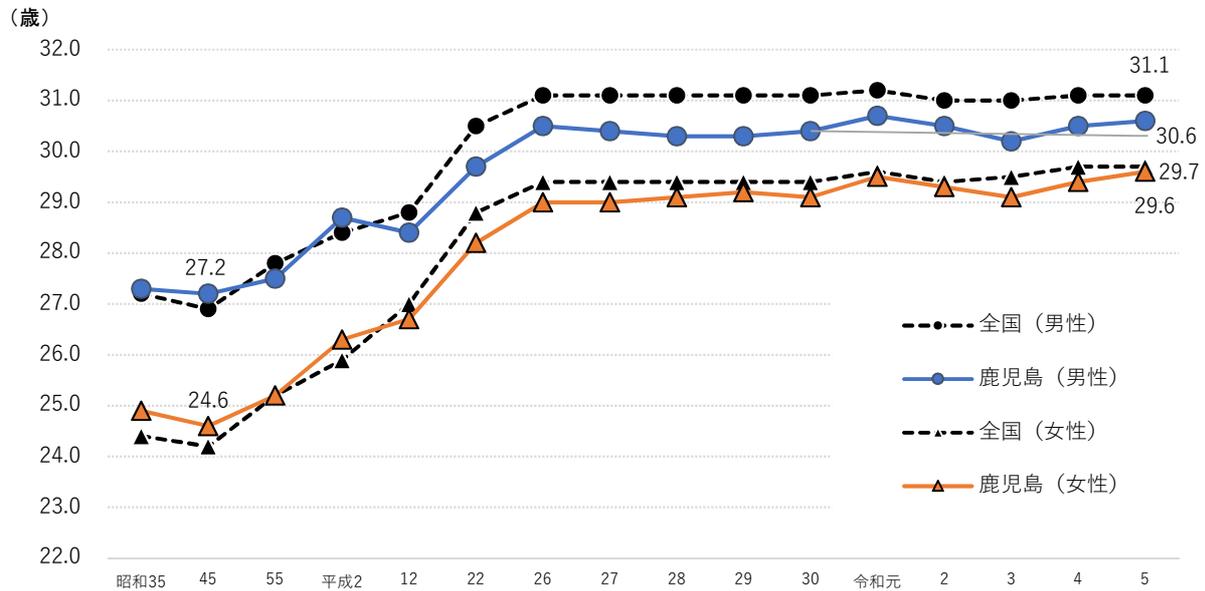
国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口（令和5年推計））

## 6 年代別未婚率（鹿児島県）



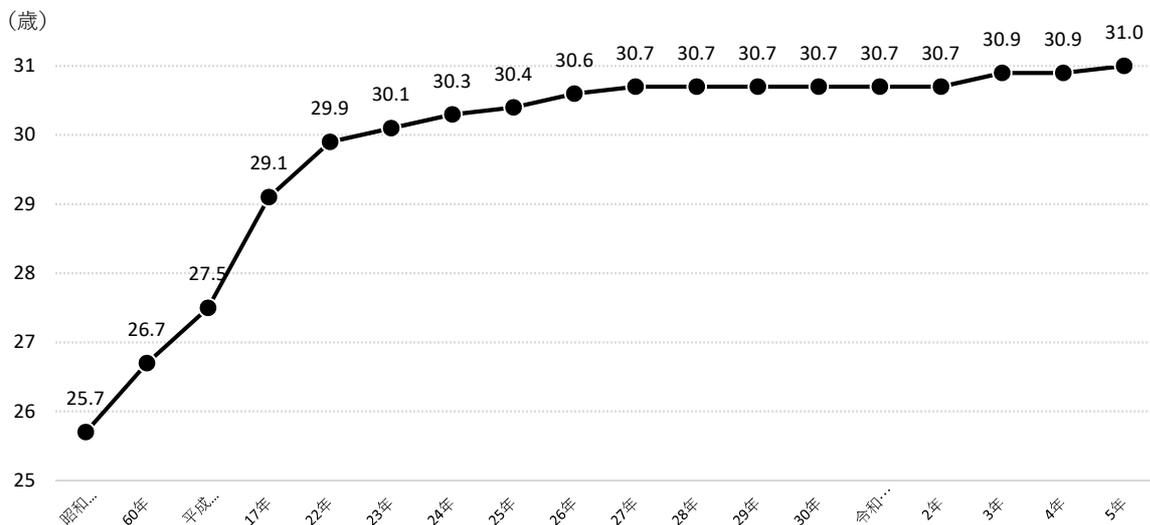
資料：総務省「国勢調査」※令和2年からは不詳補完値により算出

## 7 平均初婚年齢（全国）



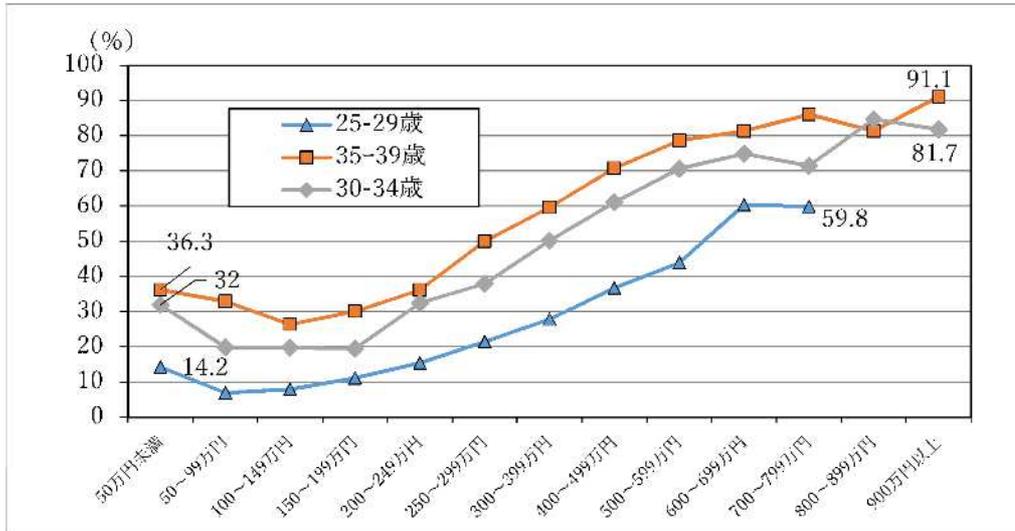
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2024年版（表12-35 都道府県，性別平均初婚年齢）」  
総務省「人口動態統計」

## 8 第1子出生時の母の年齢（全国）



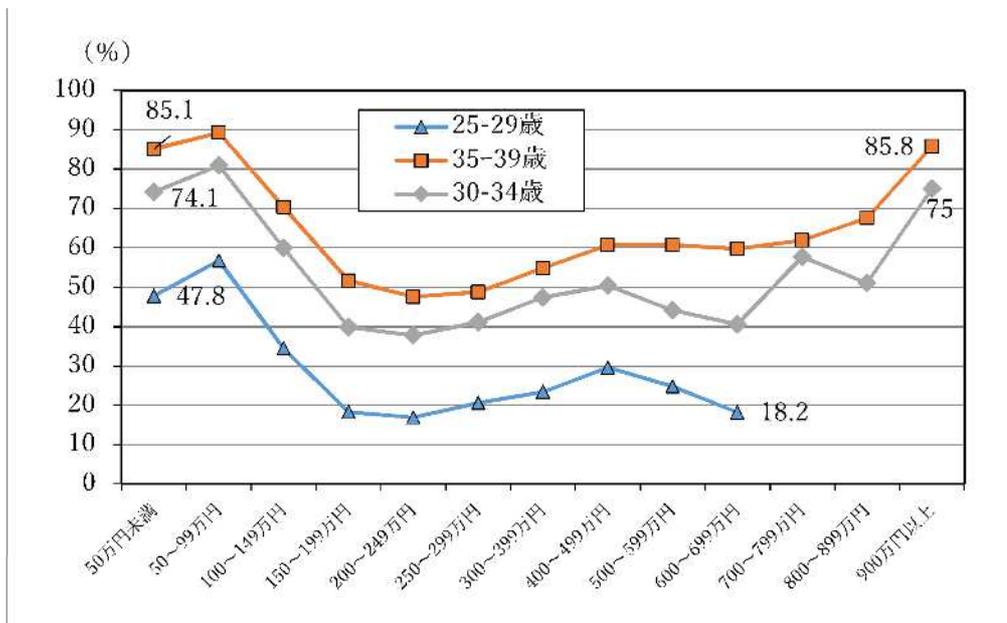
資料：厚生労働省「人口動態統計」

## 9 男性の年収別有配偶率（全国）



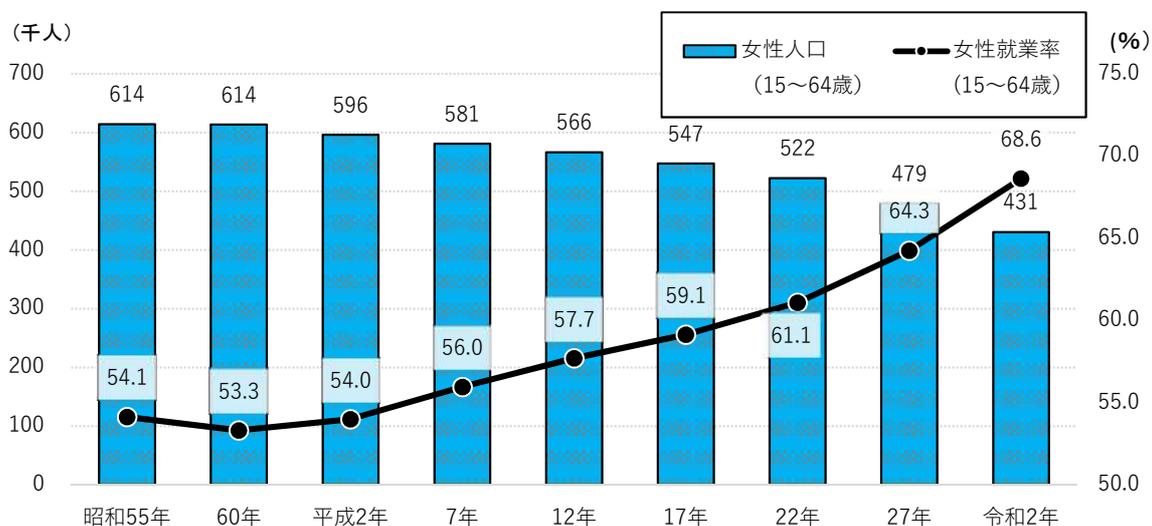
資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」（2019年）を基に内閣府男女共同参画局作成  
 注：25歳～29歳の800万～899万、900万以上については、サンプル数が少ないため、グラフ上省略している。

## 10 女性の年収別有配偶率（全国）



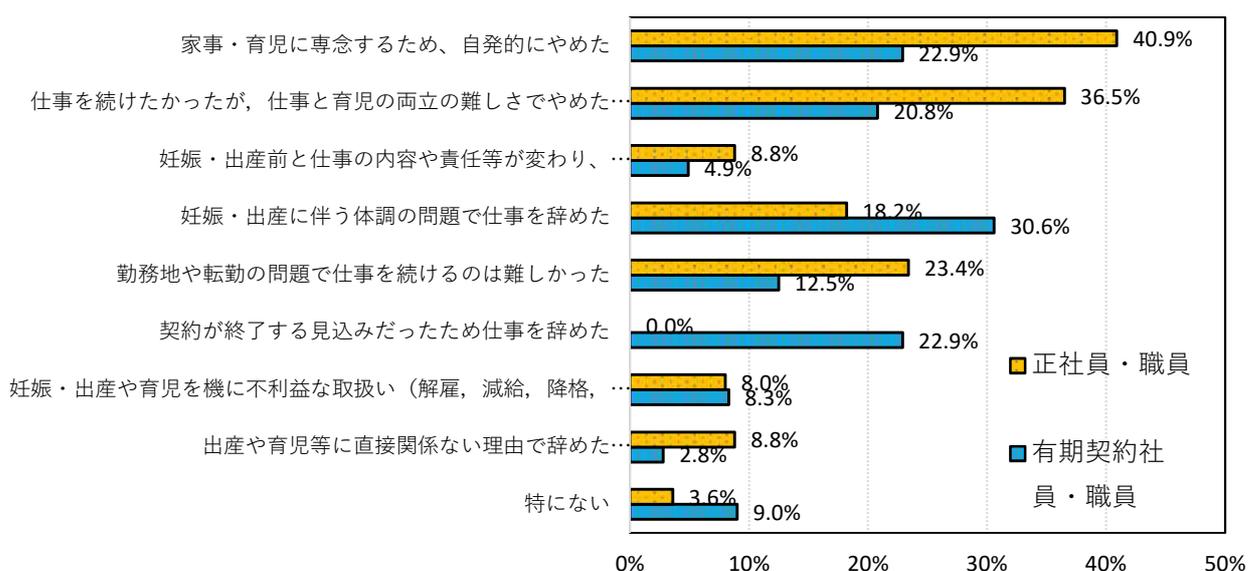
資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」（2019年）を基に作成  
 注：25歳～29歳の700万円以上の集計区分については、グラフ上省略している。

## 1.1 女性就業率（15～64歳）の推移（鹿児島県）



資料：資料：総務省「国勢調査」

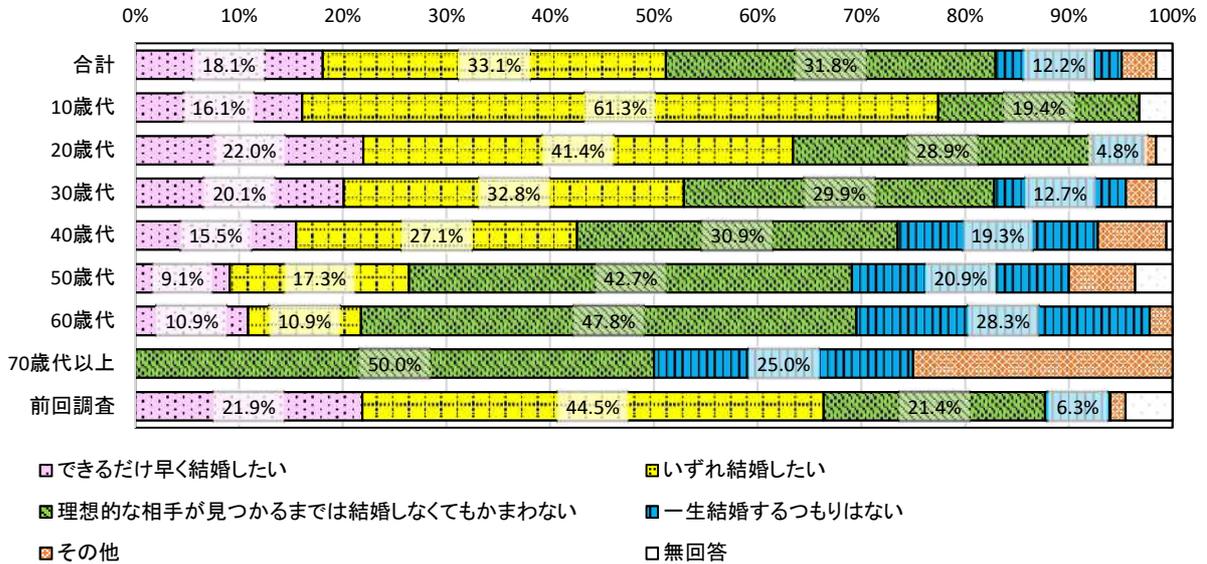
## 1.2 末子妊娠・出産を機に退職した理由（全国）



資料：厚生労働省委託事業「令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書〈離職者調査〉複数回答

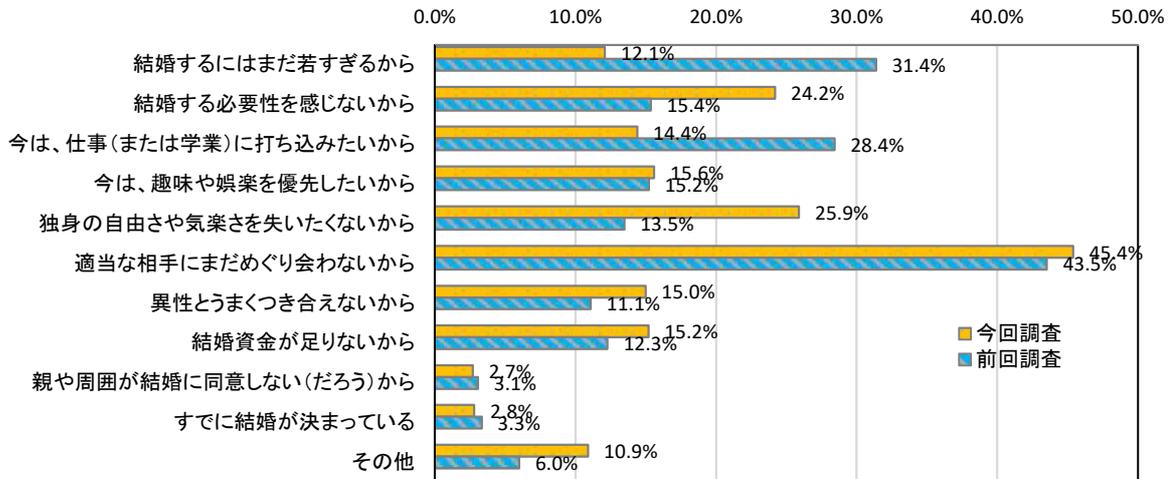
### 1.3 少子化等に関する県民意識調査（抜粋）

#### ① 結婚の意向



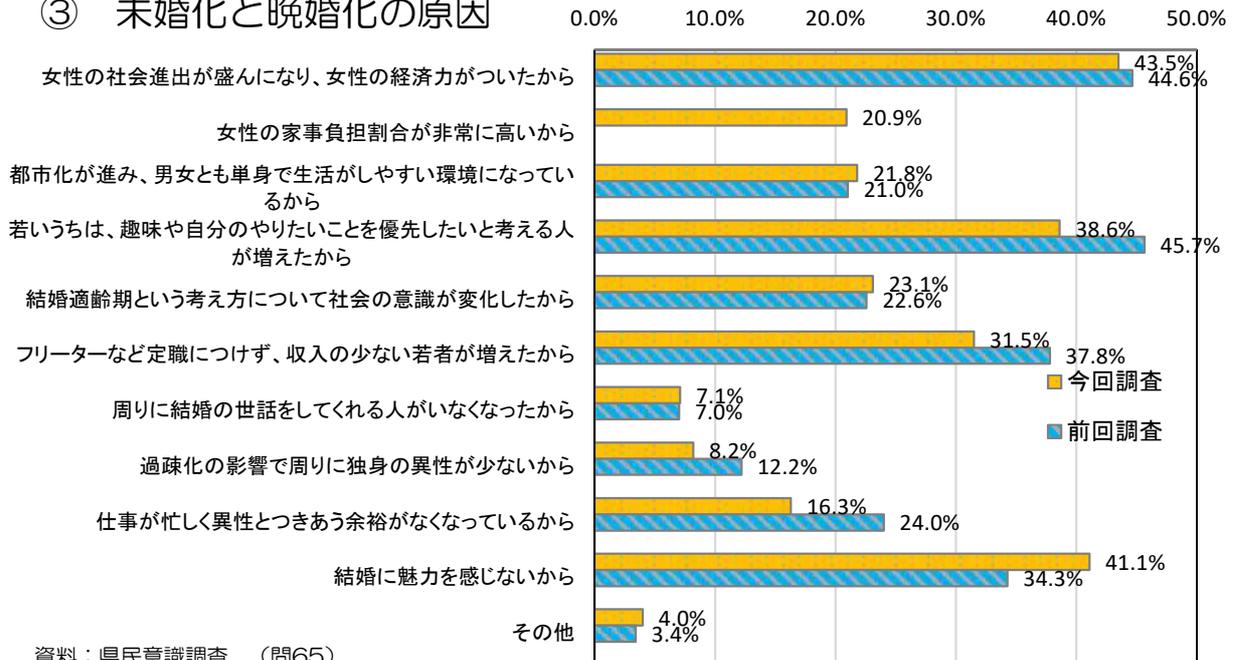
資料：令和5年度に鹿児島県が結婚や育児に関する 県民の意識を把握し、今後の少子化対策の参考とするため実施した「少子化等に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）（問26）

#### ② 独身でいる理由

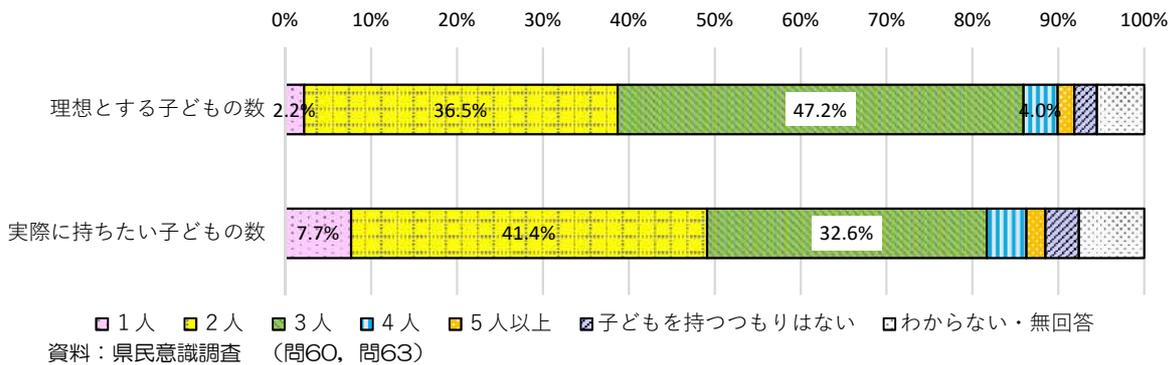


資料：県民意識調査（問12）

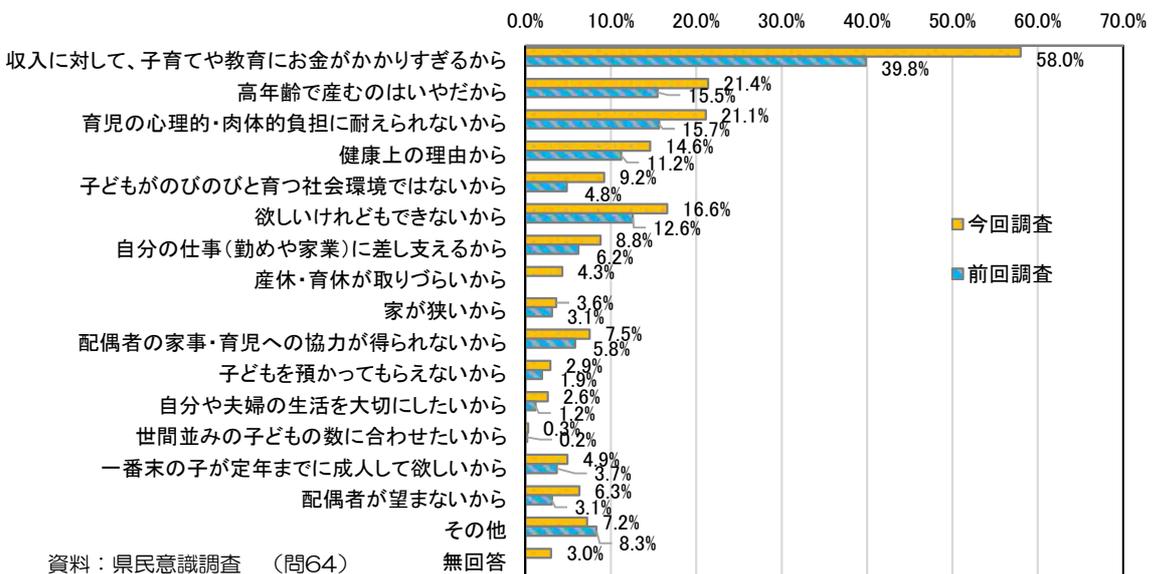
### ③ 未婚化と晩婚化の原因



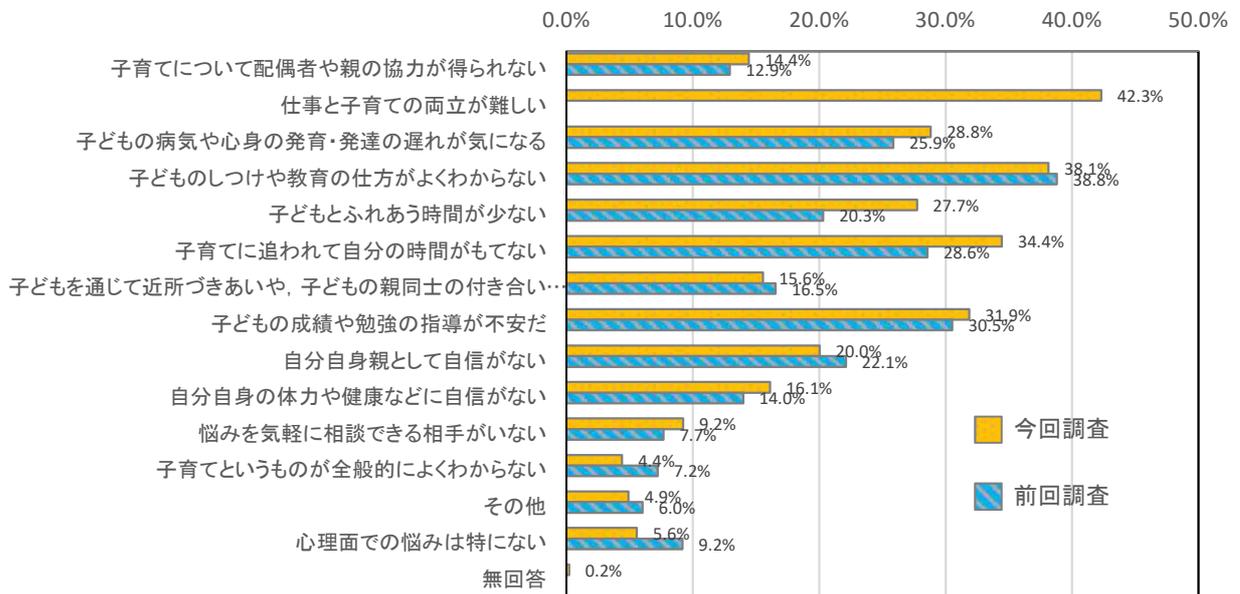
### ④ 理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数の割合



### ⑤ 実際に持ちたい子どもの数が少ない理由

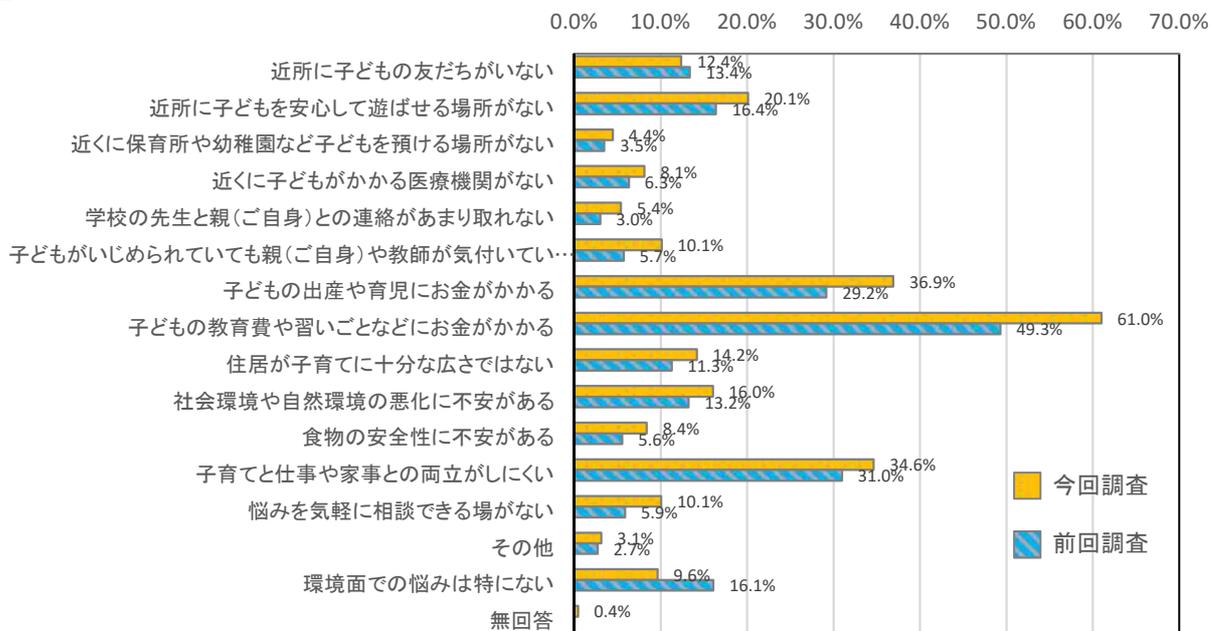


## ⑥ 子育ての心理面での悩み



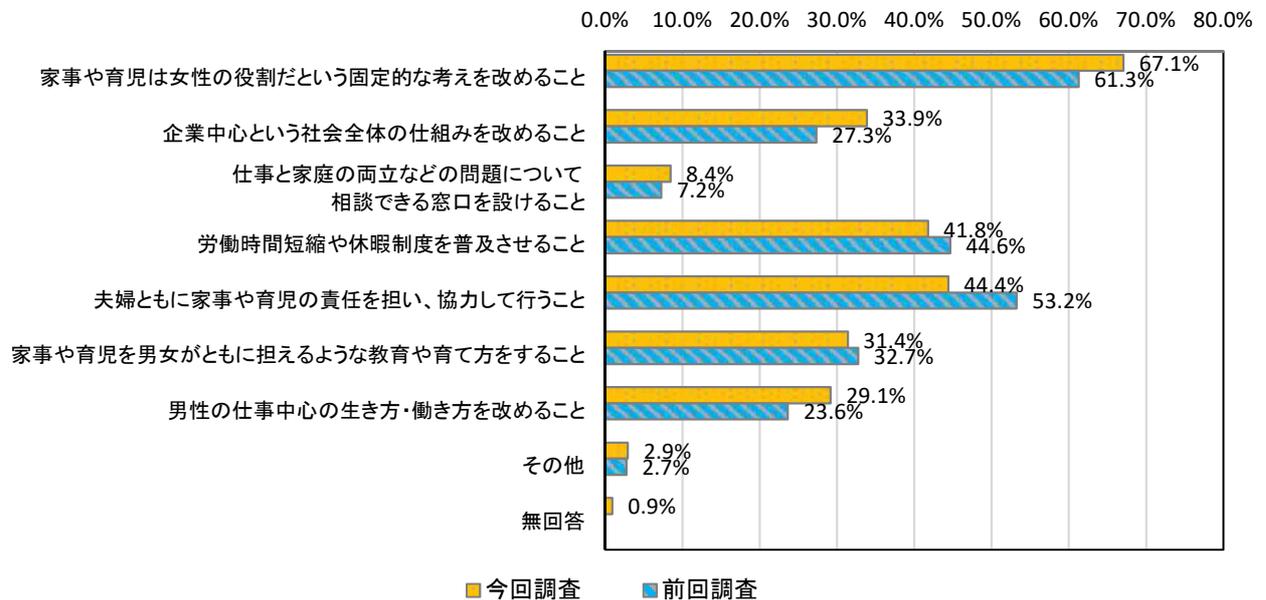
資料：県民意識調査（問35）

## ⑦ 子育ての環境面での悩み



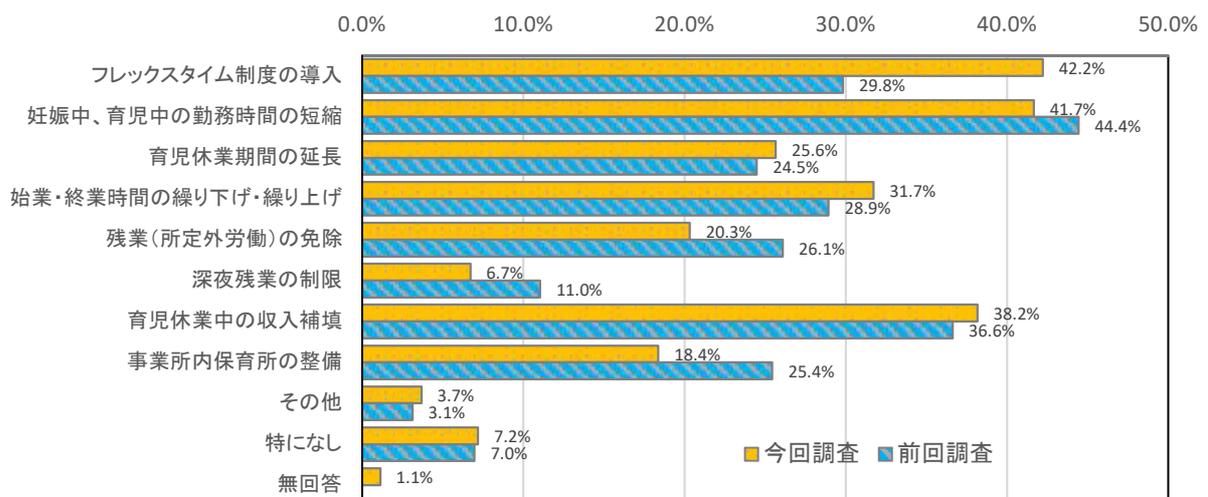
資料：県民意識調査（問36）

### ⑧ 男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なこと



資料：県民意識調査（問48）

### ⑨ 子育て支援のために企業に整備して欲しい制度



資料：県民意識調査（問46）